

付議案件概要

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（地域公共交通計画等に基づく事業）案について

1 実施事業者

- (1) 有限会社やぐちタクシー
- (2) 有限会社中野タクシー
- (3) 株式会社フォーブル
- (4) 有限会社カオル交通
- (5) つばめ交通株式会社
- (6) はと第一交通株式会社
- (7) 広島交通株式会社
- (8) 朝日交通株式会社

2 内容

令和7年度事業（令和6年10月1日～令和7年9月30日）に関する評価

3 地域公共交通確保維持改善事業評価案

別添1-1、別添1-2及び別添2のとおり

4 根拠規定

地域公共交通確保維持改善事業実施要領 8-(1)-①

地域公共交通確保維持改善事業実施要領（一部抜粋）

8. 事業評価について

(1) 事業評価の実施

①自己評価（一次評価）

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、毎年度、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価（以下「自己評価」という。）を行い、当該自己評価の結果を、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあっては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあっては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までにそれぞれ協議会から、地方運輸局、神戸運輸監理部、地方航空局又は沖縄総合事務局（以下「地方運輸局等」という。）に報告するとともに、公表することとする。